

2026年3月27日

国土交通省  
不動産・建設経済局長 楠田 幹人 殿

一般社団法人日本建設業連合会  
会長 宮本 洋一

## 下請取引適正化に向けた 自主行動計画の改定にあたっての要望書

平素より、当会の活動につき格別のご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では、貴省の依頼を受け、3月25日、「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を改定いたしました。

当会といたしましては、昨年12月の改正建設業法の全面施行を踏まえた請負契約の新たなルールの下、今後とも、同自主行動計画に基づき、下請取引適正化等に取り組んでまいります。資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せを防止するためには、まずは、サプライチェーンの出発点となる発注者に、適正な請負代金の設定及び必要な価格転嫁並びに早期の支払いに応じていただく必要があります。当会としても、改正された建設業法を活用しながら発注者の理解を得るよう努めていますが、発注者との関係で対等な関係にあるとは言い難く、請負契約の新たなルールの導入には、依然として厳しい状況にあります。貴省におかれましては、このような状況をご賢察のうえ、下記についてご対応いただけますようお願いいたします。

### 記

1. 昨年12月の改正建設業法の全面施行を受けて、その実効性を高めるための措置として勧告された建設工事標準請負契約約款改正において、価格等の変動に伴う契約変更協議の円滑化を図るために、請負代金等の変更方法の具体化や資材価格の高騰等が生じた場合の誠実協議の具体化のための条項が盛り込まれました。

今後は、持続可能な建設業に向けて、発注者、元請企業、下請企業等の建設事業に係るすべての関係者がWin-Winな請負関係を構築できるように、新たなルールの下、それぞれの立場で取組みを推進しなければなりません。

このため、サプライチェーン全体での価格転嫁を確実に実行できるよう取引の適正化に向けて、その出発点である発注者に対して、適正な請負代金の設定と必要な価格

転嫁について強力に指導していただきたい。

2. 近時、手形サイトが短縮化され、元請企業から下請企業への支払の規制が強化されるとともに、資材価格の高騰等や金利上昇に伴う元請企業の資金調達への負担が増しております。

一方、法律上の規制がない民間発注者から元請企業への支払については、竣工まで一切支払がないものなど極めて厳しい例が見られ、改善が強く望まれる状況にあります。

貴省におかれましては、下請企業ひいては技能労働者へのしわ寄せ防止を図るため、制度改正も含め民間発注者からできる限り早期の支払いが実現するように強く働きかけていただきたい。

3. 手形の利用廃止については、昨年の要望においても、そもそも本年の約束手形の利用廃止という政府方針や代替手段としての電子記録債権という制度自体が中小企業等にはいまだよく知られていないという知名度の課題があることや、電子記録債権は支払側と相手先の利用する電子債権記録機関が異なる場合には利用できないという互換性の課題があることを問題提起させていただいたが、残念ながら状況の大きな改善は見られません。

そのような中、手形の利用廃止がサプライチェーン全体に大きな混乱を生じないように、引き続き上記課題の解決に向けた積極的な対策の推進を関係省庁に働きかけていただきたい。

以上